

岩手県告示第956号

耕作の業務の規模の基準（平成12年岩手県告示第777号）の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行する。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
区 域	業務の規模の基準			区 域	業務の規模の基準		
	水 稻	陸 稻	麦		水 稻	陸 稻	麦
[略]				[略]			
田野畑村	[略]			田野畑村	[略]		
川井村	<u>25</u>	<u>10</u>	<u>10</u>				
久慈市	[略]			久慈市	[略]		
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。